

○松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例

平成28年7月4日

松江市条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、本市の歴史、伝統及び文化を伝える歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、歴史的建造物を将来にわたって適切に保全継承し、活用することで、本市固有の歴史的なまちなみの保全と魅力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 歴史的建造物 本市にとって歴史的及び文化的に価値が高い建築物並びにこれと一体をなす工作物であつて、おおむね建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行の際、現に存していたもので、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第8項の規定による主務大臣の認定を受けた松江市歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域(旧城下町エリア、美保関エリア及び宍道エリアに限る。以下この号において同じ。)に存するもの

イ 本市の区域(アに規定する重点区域を除く。)に存するもので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財であるもの

(2) 所有者等 歴史的建造物の所有者及び権原に基づく占有者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び所有者等は、歴史的建造物が本市の歴史、伝統及び文化を伝える貴重な資産であることを認識し、本市固有の歴史的なまちなみの保全と魅力あるまちづくりを推進するために、それぞれが相互理解及び連携のもとで自らの責務を果たさなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関し、市長が定める基本方針に基づき必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により実施する施策について、市民及び所有者等の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関し、理解と関心を深めるとともに市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、歴史的建造物の現状を把握し、その保全に努めるとともに、市が実施する歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(登録)

第7条 市長は、歴史的建造物のうち、特に保全継承すべきものを松江市登録歴史的建造物(以下「登録歴史的建造物」という。)として台帳に登録することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、歴史的建造物のうち、文化財保護法第27条又は第182条第2項の規定による指定を受けたものは登録しない。

3 市長は、第1項の規定により登録しようとするときは、あらかじめ当該歴史的建造物の所有者の同意を得るとともに、第21条第1項の松江市歴史的建造物保全活用審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の規定により登録したときは、その旨を当該登録歴史的建造物の所有者に通知するものとする。

(登録の解除)

第8条 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該登録歴史的建造物の登録を解除するものとする。

(1) 登録歴史的建造物が、滅失、損傷その他の事由により、前条第1項に規定する特に保全継承すべきものの要件を欠いたとき。

(2) 登録歴史的建造物が、文化財保護法第27条又は第182条第2項の規定による指定を受けたとき。

(3) 前2号に該当する場合のほか、市長が登録を解除する必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を解除しようとするときは、あらかじめ松江市歴史的建造物保全活用審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録を解除したときは、その旨を当該歴史的建造物の所有

者に通知するものとする。

(保全契約)

第9条 市長は、登録歴史的建造物の保全継承に関する事項を内容とする契約(以下「保全契約」という。)を、当該登録歴史的建造物の所有者との間で締結することができる。

(標識)

第10条 市長は、登録歴史的建造物の所有者の同意を得て、規則で定める標識を当該登録歴史的建造物に設置するものとする。

(所有者の管理義務)

第11条 登録歴史的建造物の所有者は、この条例の定めるところにより、当該登録歴史的建造物を適正に管理しなければならない。

2 登録歴史的建造物の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該登録歴史的建造物の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により、登録歴史的建造物の所有者が管理責任者を選任したときは、当該所有者は市長に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。当該所有者が、管理責任者を解任又は変更したときも、同様とする。

4 登録歴史的建造物の所有者又は管理責任者は、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があったときは、市長に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(登録歴史的建造物の滅失等)

第12条 登録歴史的建造物の全部若しくは一部が滅失したとき、若しくは損傷したとき、又はその他の事由が生じたときは、所有者又は管理責任者は、市長に対し、速やかに届け出なければならない。

(管理又は修理に関する助言及び指導)

第13条 市長は、登録歴史的建造物の所有者又は管理責任者に対し、当該登録歴史的建造物の管理又は修理に関して必要な措置を講ずるよう助言及び指導することができる。

(報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、登録歴史的建造物の所有者又は管理責任者に対し、当該登録歴史的建造物の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者の変更)

第15条 登録歴史的建造物の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、市長に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(所有者変更に伴う権利義務の継承)

第16条 登録歴史的建造物の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、当該登録歴史的建造物に関しこの条例に基づく旧所有者の権利義務を継承することができる。

(現状変更等行為の届出等)

第17条 登録歴史的建造物に関し、その現状を変更し、又はその保全継承に影響を及ぼす行為で次に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 増築、改築、移転又は全部若しくは一部の除却

(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、外観の保全に支障を及ぼす恐れがある行為

2 市長は、前項の規定により届出のあった登録歴史的建造物について、その保全継承のため適切な措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、助言及び指導することができる。

(保全継承及び活用に関する支援等)

第18条 市長は、登録歴史的建造物の所有者に対し、当該登録歴史的建造物の保全継承及び活用を推進するために必要な助言及び指導を行うほか、保全継承及び活用に関する行為について支援することができる。

(普及啓発及び活用の推進)

第19条 市長は、登録歴史的建造物について、普及啓発及び活用の推進を図るよう努めなければならない。

2 市長は、登録歴史的建造物の活用に関し、必要な協力を当該登録歴史的建造物の所有者及び管理責任者に求めることができる。

(人材の育成)

第20条 市長は、登録歴史的建造物の保全継承及び活用に必要な技術及び技能並びにこれらに関する知識について習熟した者の育成に努めなければならない。

(審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、松江市歴史的建造物保

全活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 第7条第1項の規定による登録及び第8条第1項の規定による登録の解除に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関し、市長が必要と認める事項

2 審議会は、6人以内の委員をもって組織する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、学識経験を有し、公正な判断をすることができる者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

7 委員及び専門委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。